㈣　担保の徴取基準及び猶予の取消事由について、納税の猶予と同様とする。また、申請による換価の猶予について、申請に係る補正の手続等につき納税の猶予と同様とする等の整備を行う。（国税徴収法第一五二条関係）

5　税務署長は、差し押さえた財産を換価に付するため必要があると認めるときは、他の税務署長又は国税局長に滞納処分の引継ぎをすることができることとした。（国税徴収法第一八二条関係）

八　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正関係

租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例について、相手国等の法令に基づき、内国法人等の国外所得金額（国外事業所等に帰せられるべき所得に係るものに限る。）につき更正等に相当する処分があった場合において、その国外所得金額につき相手国等との租税条約に基づく合意が行われたときには、当該内国法人等の更正の請求に基づき、税務署長は、更正をすることができることとした。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条関係）

九　租税特別措置法の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　居住者等に対して支払う公社債又は公社債投資信託等に係る利子等の調書について、当該調書を同一の者に対する一回の支払ごとに作成する場合には、当該調書をその支払の確定した日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない特例の対象に加えることとした。（租税特別措置法第三条の二関係）

㈡　肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第二五条、第六七条の三及び第六八条の一〇一関係）

㈢　社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲に、次のものを加えることとした。（租税特別措置法第二六条関係）

(1)　難病の患者に対する医療等に関する法律の規定によって特定医療費を支給することとされる支給認定を受けた指定難病の患者に係る指定特定医療

(2)　児童福祉法の規定によって小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る指定小児慢性特定疾病医療支援

㈣　青色申告書を提出する個人が、当該個人について策定された債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の一定の要件を満たすもの（以下「債務処理計画」という。）に基づきその有する債務の免除を受けた場合において、当該個人の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される減価償却資産その他これに準ずる一定の資産（以下「対象資産」という。）の価額について当該準則に定められた方法により評定が行われているときは、その対象資産の損失の額とされる一定の金額は、その免除を受けた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入することとした。ただし、当該必要経費に算入する金額は、この特例を適用しないで計算した当該年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額を限度とすることとした。（租税特別措置法第二八条の二の二関係）

㈤　短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（租税特別措置法第二八条の四関係）

㈥　特定の取締役等が受ける特定外国新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等について、対象となる特定外国新株予約権を付与する特定外国株式会社に係る特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の規定に基づく認定期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第二九条の三関係）

㈦　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の売渡し請求に基づくマンション敷地売却事業（当該事業に係る認定買受計画に、マンションを除却した後の土地に建築される一定のマンション、公共施設等に関する事項の記載があるものに限る。）を実施する者に対する土地等の譲渡又は当該マンション敷地売却事業に係る認可を受けた分配金取得計画に基づく当該マンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡を加えた上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第三一条の二関係）

㈧　特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の二、〇〇〇万円特別控除の適用対象に、重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土地が一定の公共的な施設の設置及び管理を行う業務を主たる目的とする地方独立行政法人に買い取られる場合を加えることとした。（租税特別措置法第三四条、第六五条の三及び第六八条の七四関係）

㈨　特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の一、五〇〇万円特別控除について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第三四条の二、第六五条の四及び第六八条の七五関係）

(1)　適用対象に、一定の都市再生推進法人（改正前都市再生整備推進法人）が行う立地適正化計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために土地等が買い取られる場合を加える。

(2)　適用対象に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する決議要除却認定マンションの敷地の用に供されている土地等につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律のマンション敷地売却事業（当該事業に係る認定買受計画に、マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項の記載があるものに限る。）が実施された場合において、当該土地等に係る認可を受けた分配金取得計画に基づき分配金を取得するとき又は当該土地等が売渡し請求により買い取られたときを加える。

(3)　適用対象に、農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づいて、農地中間管理機構（一定のものに限る。）に買い取られる場合を加える。

㈩　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額の要件を一億円（改正前一億五、〇〇〇万円）以下に引き下げた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第三六条の二及び第三六条の五関係）

㈪　株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象となる株式等の範囲に、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権を加えることとした。（租税特別措置法第三七条の一〇関係）

㈫　上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象となる特定公社債の範囲について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第三七条の一一関係）

(1)　社債のうちその発行の日前六月以内に有価証券報告書等を内閣総理大臣に提出している法人が発行するものを、社債のうちその発行の日前九月以内（外国法人にあっては、一二月以内）に有価証券報告書等を内閣総理大臣に提出している法人が発行するものとする。

(2)　平成二七年一二月三一日以前に発行された公社債の範囲から、その発行の時において同族会社に該当する会社が発行した社債を除外する。

㈬　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第三七条の一三関係）

(1)　適用対象となる地域再生法の認定地域再生計画に記載された事業を行う株式会社に係る同法の規定に基づく確認期限を二年延長する。

(2)　適用対象となる特定株式の範囲に、沖縄振興特別措置法に規定する指定会社で平成二六年四月一日から平成二九年三月三一日までの間に同法の規定による指定を受けたものにより発行される株式を追加する。